

## 重要なお知らせですので必ずお読みください

### 保護者各位

#### 日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）について

世田谷区教育委員会

世田谷区では、区立小・中学校・幼稚園に在学・在園するお子様の管理下での不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでおります。これは、お子様の在学・在園中における災害による負傷・疾病等について、その医療費や見舞金を給付する制度です。

##### 子ども医療証（乳幼児医療証）の使用について（災害共済給付制度を申請する場合）

- ① 小・中学校・幼稚園で発生した事故による医療費は、子ども医療証（乳幼児医療証）は使用せずに、健康保険適用の自己負担分を一旦ご負担いただき、センターからの給付金について自己負担分を合わせて請求してください。
- ② 小・中学校・幼稚園で発生した事故による医療費で、治療開始から治癒までの医療点数が500点未満（総医療費が5,000円未満）の場合は、センターの「災害共済給付制度」の対象となりませんので、領収書を保管の上、子ども家庭課子ども医療・手当係または各総合支所の保健福祉センター子ども家庭支援課窓口へ申請して助成をお受けください。申請に必要な書類については「子ども医療証のしおり」をご参照いただくか、申請窓口にご確認ください。

#### 1. 給付の範囲

学校の管理下で起こった災害による負傷、給食による中毒、その他の疾病（文部科学省令で定められたガス中毒・溺れ・熱中症・心身に対する負担の累積に起因する疾病など学校教育に直接原因のある疾病）の医療費と、これらの負傷・疾病のため障害が残ったときの見舞金及び死亡見舞金が給付されます。

##### ★「学校管理下」とは

- (1) 授業中・休憩時間・保育中・運動会・遠足・修学旅行・林間学校など
- (2) 学校の教育（行事）計画に基づく課外指導中（課外活動・クラブ活動など）
- (3) 通学中・通園中（通常の経路・方法による登下校及びこれに準ずる場合）
- (4) その他、校長・幼稚園長の指示または承認により学校・幼稚園等にあるとき

#### 2. 給付の対象額

治療開始から治癒までの医療点数が500点（総医療費が5,000円）以上の場合対象です。

#### 3. 給付金額

- (1) 医療費は健康保険法が適用される範囲内で支給されます。その額は総医療費の4／10です。  
(3／10 [自己負担分] + 1／10 [お見舞金])  
ただし、高額療養費（1ヶ月の医療点数が7,000点[総医療費が70,000円]以上）に該当する場合は、給付金額の計算方法が異なりますのでご注意ください。
- (2) 障害見舞金は、負傷・疾病のため障害が残った場合に、その障害の程度に応じて支給されます。  
歯牙欠損見舞金は、歯牙の欠損（破折は対象外）があった場合に、本数に応じて支給されます。

## 4. 共済掛金

掛金は1人あたり年額935円（幼稚園児は285円）で、世田谷区では全額区で公費負担し、全ての児童・生徒・園児（転入を含む）が加入しています。保護者の方が加入申し込みをする必要はありません。

## 5. 請求にあたっての諸注意

- (1) 1つの疾病での総医療費が5,000円（医療点数500点）未満のときは給付されません。
- (2) 給付を受ける権利が生じた日（負傷・疾病により病院にかかり、総医療費が5,000円以上になった時）から2年間請求を行わない場合、時効によって災害共済給付を受ける権利は消滅します。  
※初回の給付を受けていても、2回目以降の継続分も療養月から2年以内に請求しないと「月ごと」に時効となりますのでご注意ください。
- (3) 第三者の加害行為による損害賠償を受けたときや、他の法令による給付等を受けた場合は、その受けた価額の限度において給付を行わない場合があります。  
※ここでいう「第三者」とは交通事故の運転者や犯罪被害における犯人等をいいます。
- (4) 交通事故による医療費は損害賠償を受けるため原則、給付金支給の対象となりません。
- (5) 同一災害による傷病の給付金は、治療が継続している間（完治するまでの間）、最長10年間給付されます。
- (6) 治療を継続中に進学・転校・転園する場合は、学校・幼稚園間での引継ぎが必要な場合がありますので、各学校・幼稚園の担当までお知らせください。

## 6. 給付を受ける手続き

- (1) 学校管理下で災害にあった場合は、必ず学校・幼稚園に申し出て必要な書類を受け取ってください。  
必要書類：「医療等の状況」 治療を受けた医療機関等で証明してもらう書類  
：「調剤報酬明細書」 医師の処方箋に基づき、薬を処方された保険薬局等で証明してもらう書類
- (2) 書類を医療機関等で記入してもらい、学校・幼稚園に提出してください。なお、医療機関・医師等から証明を受ける際に、文書料がかかる場合があります。  
※センターから給付される金額より、文書料の方が高額になる場合があります。

## 7. その他

- (1) 健康保険の適用を受けない医療費（差額ベッド代・健康保険外の歯科治療）や、その他費用（初診料・大きな病院の選定療養費・交通費等）は、給付対象にはなりません。
- (2) 生活保護受給世帯の場合、公費で医療扶助を受けますので、給付対象外となります。（障害見舞金・死亡見舞金は支給されます）
- (3) 医療機関等で証明を受ける際に、その場ですぐに記入していただけない場合もありますので、事前に相手方の都合を確かめてからお願いするようにしてください。
- (4) 各書類は、1ヶ月に1枚、1つの医療機関につき1枚必要です。治療が複数の月にまたがる場合や、複数の医療機関を受診する場合は、各学校・幼稚園の担当者から必要枚数を受け取ってください。
- (5) 災害共済給付金請求に関する個人情報は、スポーツ振興センターのオンライン請求システムにおいて入力・管理されます。